エコツール貸出要領

1. 目的

県内で実施される体験学習会やイベントなど(以下「学習会等」という。)で使用する エコツール(環境学習用資材)を貸し出し、地域における環境学習・活動を活性化する こと。

- 2. 対象 次の各号すべてに該当する学習会等を貸出の対象とする。
- (1) 県内において県民(県内に在勤もしくは在学するものを含む。)を対象に開催される学習会等であること。
- (2) 参加者が、概ね15名以上であること。
- (3) 政治、宗教、営利を目的とするものではないこと。
- 3. 貸出物品 別紙一覧のとおり
- 4. 経費の負担 無料(送料も予算の範囲内で県負担)
- 5. 貸出手続
- (1)貸出を希望する団体等は、「エコツール貸付申請書(様式第1号)」と「エコツール貸付契約書(様式第2号)*」に必要事項を記入し、当該エコツールの最寄りの貸出機関(未来環境推進課、環境保健研究センターまたは各県立保健所)に提出し、手続き完了後に貸出を行う。
 - ※「エコツール貸付契約書(様式第2号)」については、「備品」にあたるツール についてのみ提出が必要となる。
- (2)提出部数 各2部
- 6. 活動支援物品の返却 当該エコツールの貸出機関に返却する。

附 則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。